

新型コロナウイルス感染症への
対応状況について
【総 論】

目 次

ページ

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の状況について・・・・・・・・・・ 1
- 2 新型コロナウイルス感染症に関する主な経過について・・・・ 3
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の検討体制について・・・・・・ 5
- 4 今後の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1 新型コロナウイルス感染症患者の状況について

(1) 概要

本市においては、令和2年2月14日に初めて新型コロナウイルスに感染した患者が確認された。その後、3月下旬にかけて市内のスポーツ施設や福祉施設においてクラスターが発生するなどにより、高齢者を中心とした感染者数の増加が続いた。また、3月7日には、市内で初めて感染症患者の死亡例が発生した。その後、クラスターの抑え込みなどにより、新規感染者は一時的に減少した。

4月に入り初旬以降幅広い世代に感染が拡大した。4月10日から5月26日にかけての愛知県緊急事態宣言発出を契機に、市民の外出自粛や事業者の営業自粛などにより、4月下旬には1日あたりの感染者数が大幅に減少し、5月15日から5月末までの間、新規感染者の発生はない。

(2) 感染者数、死亡者数等の推移(月次)

	2月	3月	4月	5月	累計
感 染 者 数 (内、経路不明者)	24 人	98 人	149 人	6 人	277 人
	(2 人)	(12 人)	(58 人)	(2 人)	(74 人)
退 院 ・ 回 復 者 数	1 人	50 人	120 人	79 人	250 人
死 亡 者 数	0 人	16 人	6 人	1 人	23 人
参考 月 末 時 点 の 入 院 ・ 入 所 者 数 (調整中含む)	23 人	55 人	78 人	4 人	

注1 入所者とは、軽症者等で宿泊療養施設にて療養している者。

注2 感染者数には、再陽性者4人を重複計上している。

日 付	内 容
4 月 10 日	愛知県緊急事態宣言の発出 期間：4 月 10 日から 5 月 6 日まで 区域：愛知県全域
	新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催 ・愛知県緊急事態宣言について 等
4 月 16 日	緊急事態宣言の区域変更 区域：全都道府県
5 月 4 日	緊急事態宣言の期間延長 期間：4 月 7 日から 5 月 31 日まで
	愛知県緊急事態宣言の期間延長 期間：4 月 10 日から 5 月 31 日まで
5 月 14 日	緊急事態宣言の区域変更 区域：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 京都府、大阪府及び兵庫県の 8 都道府県
5 月 15 日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催 ・愛知県緊急事態措置について 等
5 月 21 日	緊急事態宣言の区域変更 区域：北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の 5 都道県
5 月 25 日	政府による緊急事態解除宣言の発出
5 月 26 日	愛知県緊急事態宣言の解除
5 月 27 日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催 ・愛知県緊急事態宣言の解除について 等

3 新型コロナウイルス感染症対策の検討体制について

当初、不特定多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するために設置している「名古屋市危機管理対策本部」として、基本的な方針の決定や情報の収集及び共有化に取り組んできた。

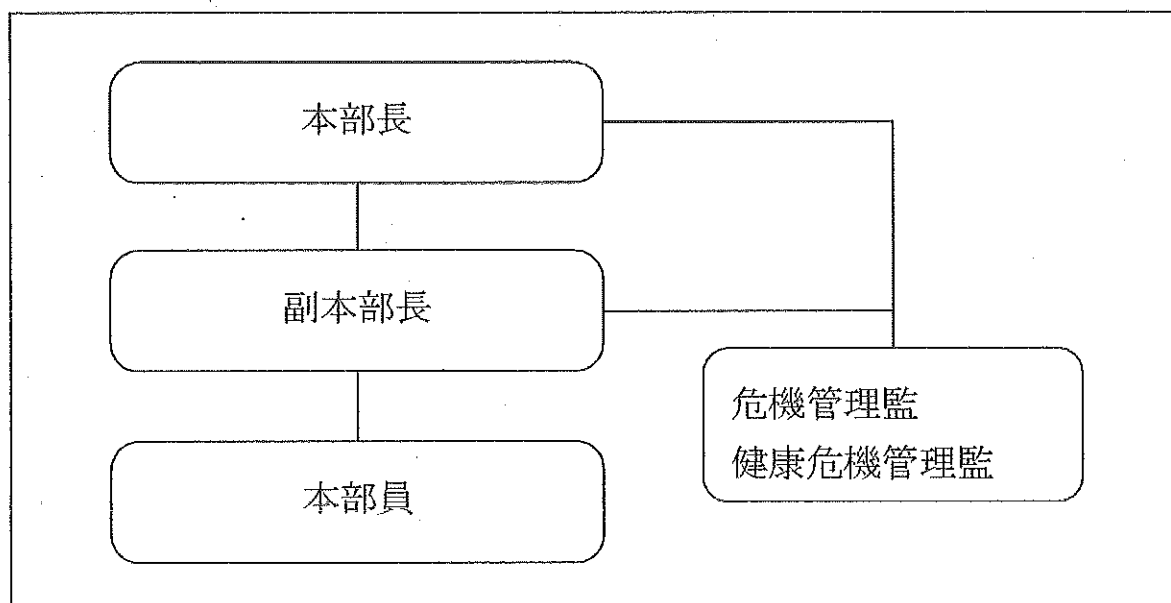
新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正され、新型コロナウイルス感染症が同法の適用となってからは、「名古屋市新型コロナウイルス感染症対策本部」として全庁的な検討を行っている。

(1) 本部構成

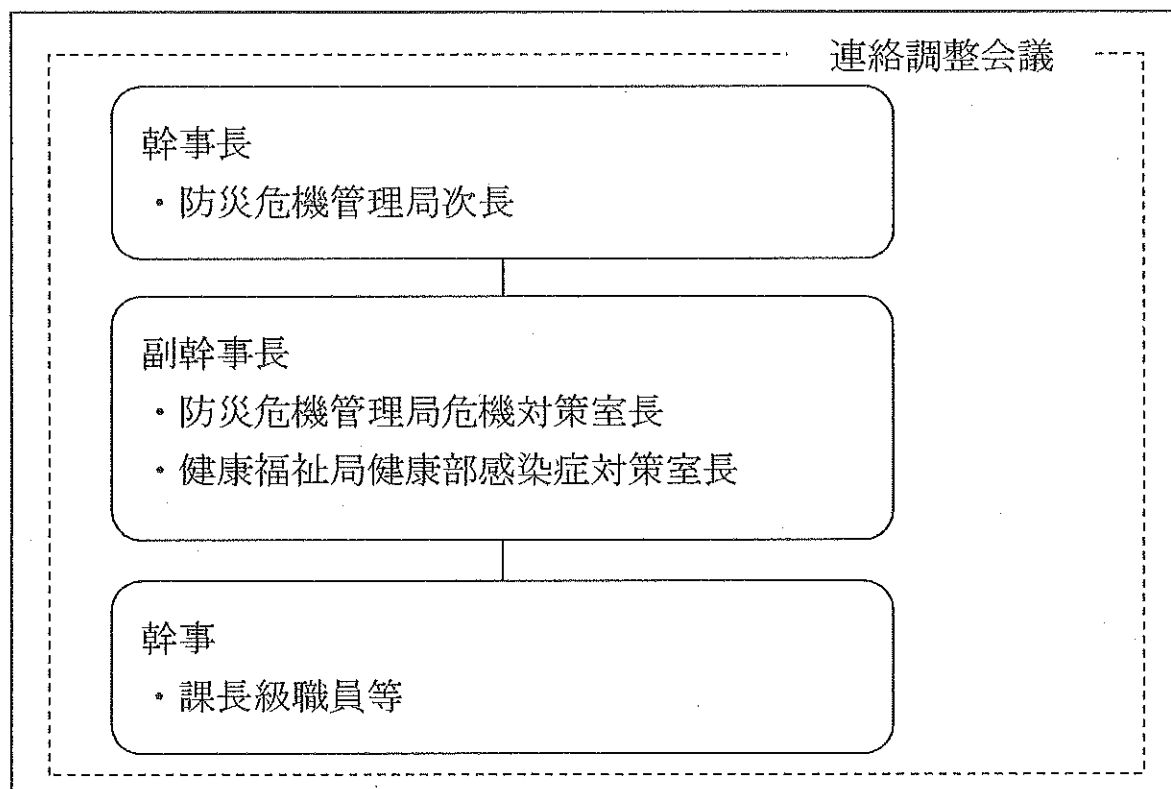
区 分	構 成 員
本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	会計管理者、市長室長、総務局長、総務局企画調整監、財政局長、スポーツ市民局長、経済局長、観光文化交流局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、住宅都市局長、緑政土木局長、市会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、消防長、上下水道局長、交通局長、病院局長、中村区長、中区長、その他本部長が必要と認めるもの
危 機 管 理 監	防災危機管理局长
健康危機管理監	健康福祉局医監

(2) 組織体系図

ア 本部会議



イ 幹事会等



注1 幹事会とは、新型コロナウイルス感染症対策本部の対策本部幹事会及び危機管理対策本部の危機管理幹事会をいう。

注2 連絡調整会議に出席する幹事は、議題に応じ、関係しない局区室は除くものとする。

(3) 会議開催回数

ア 本部会議

区 分	回 数 (回)
危機管理対策本部会議	4
新型コロナウイルス感染症対策本部会議	4
計	8

注 令和2年5月31日時点

イ 幹事会等

区 分	回 数 (回)
危機管理対策本部危機管理幹事会	4
新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会	—
連絡調整会議	23
計	27

注 令和2年5月31日時点

4 今後の対応について

5月27日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において以下の対応方針を決定し、必要な対策を講じていくこととした。

- ・ 市内の感染症発生動向や気候等による状況変化に応じて、適切かつ柔軟な感染拡大防止対策を講じるとともに、市民一人ひとりの「新しい生活様式」に基づく生活について、気を緩めることなく実践、定着されるよう、様々な機会・手段を通じて情報提供・啓発をより一層推進する。
- ・ 今後の感染状況を継続的に注視し、丁寧な健康観察を実施するとともに、再度の感染者数の急増に備え、本市のこれまでの対応を独自に分析・評価したうえで、検査体制の構築や医療崩壊を回避するため医療体制の充実・強化を図る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、様々な不安をもつ市民、中小企業をはじめとする事業者の声に耳を傾け、市民の暮らしを守るための生活支援・子どもたちの学びの保障などに取り組むとともに、事業継続や雇用維持に係る必要に応じた切れ目のない支援を引き続き行う。